

議案第10号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「（第2条、第3条及び第4条関係）」を「（第2条—第4条関係）」に改める。

別表第2中「（第2条、第3条及び第4条関係）」を「（第2条—第4条関係）」に改め、同表42の項中「長期優良住宅建築等計画が」を「変更に係る長期優良住宅建築等計画が」に改め、同表に次のように加える。

45	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。 （1）低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準の適合性に関し、エネ
----	--	--------------------	--

定に基づ
く低炭素
建築物新
築等計画
の認定の
申請に対
する審査

ルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が交付する当該基準に適合する旨を示す書面がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 5,500円

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸 5,500円

(b) 2戸以上5戸以下 10,800円

(c) 6戸以上10戸以下 18,200円

(d) 11戸以上25戸以下 30,100円

(e) 26戸以上50戸以下 50,300円

(f) 51戸以上100戸以下 89,900円

(g) 101戸以上200戸以下 142,700円

(h) 201戸以上300戸以下 181,400円

(i) 301戸以上 195,200円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれaに定める額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(a) 300平方メートル以内のもの
10,700円

(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,700円

(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 88,300円

(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 139,600円

(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 176,200円

(f) 25,000平方メートルを超えるもの
220,200円

(ウ) 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、
(イ) aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める額

b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した額

(a) 住戸の総戸数について、(イ)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)a

に定める額と同一の額

(b) 共用部分の床面積の合計について、

(イ) bに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) bに定める額

(c) 非住宅部分の床面積の合計について、

(イ) bに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) bに定める額

(エ) 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面積の合計について、(イ) bに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) bに定める額に相当する額

イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 1戸建ての住宅 37,800円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 1戸 37,800円

(b) 2戸以上5戸以下 76,000円

(c) 6戸以上10戸以下 106,900円

(d) 11戸以上25戸以下 150,300円

(e) 26戸以上50戸以下 215,900円

(f) 51戸以上100戸以下 309,700円

(g) 101戸以上200戸以下 420,400円

(h) 201戸以上300戸以下 552,100円

(i) 301戸以上 649,400円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれaに定める額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(a) 300平方メートル以内のもの
119,900円

(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 197,500円

(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 307,300円

(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 394,500円

(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 471,400円

(f) 25,000平方メートルを超えるもの
549,100円

(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、
(イ) aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める額

b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した額

(a) 住戸の総戸数について、(イ)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める額と同一の額

(b) 共用部分の床面積の合計について、

(イ) bに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) bに定める額

(c) 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i 300平方メートル以内のもの
264,300円

ii 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 420,900円

iii 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 598,800円

iv 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 734,300円

v 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 865,500円

vi 25,000平方メートルを超えるもの
987,800円

(エ) 非住宅建築物 床面積の合計について、

(ウ) b(c)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) b(c)に定める額に相当する額

(2) 低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあっては、当該審査に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した額

ア (1) ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額

イ 別表第1の1の項金額の欄に掲げる建築物の

			<p>建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄に規定するところにより算定した当該手数料の額と同一の額</p> <p>ウ 別表第1の3の項金額の欄(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額</p>
46	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。</p> <p>(1) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 45の項金額(1件につき)の欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあつては、当該審査に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した額</p> <p>ア 45の項金額(1件につき)の欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額</p> <p>イ 別表第1の1の項金額の欄に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同欄に規定するところにより算定した当該手数料の額と同一の額</p> <p>ウ 別表第1の3の項金額の欄(1)又は(2)</p>

			に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額と同一の額
--	--	--	-------------------------------

別表第3中「(第2条、第3条及び第4条関係)」を「(第2条―第4条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定事務等に係る手数料を徴収するため、本案を提出する。